

「鳴尾浜臨海公園（南地区）植栽管理業務」に係る公募型プロポーザル審査基準

（趣旨）

第1条 この基準は、「鳴尾浜臨海公園（南地区）植栽管理業務」の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

（審査項目）

第2条 受託候補者を選定するための審査項目は、次の各号に掲げるとおりとし、評価基準は別に定める。

(1) 業務実績と推進体制

ア 提案者の直近10年間（平成26年度～令和5年度）に行った業務実績件数

イ 配置技術者の直近10年間（平成26年度～令和5年度）に行った業務実績件数

(2) 管理提案内容

ア 業務実施方針

イ 管理方法

ウ 管理工程

(3) 業務見積

（評価点）

第3条 審査項目の審査は、評価点により行う。各項目の配点は次の各号に掲げるとおりとし、評価点の合計は100点満点とする。

(1) 業務実績と推進体制 35点/100点

(2) 管理提案内容 50点/100点

(3) 見積金額 15点/100点

（選定審査票）

第4条 審査は選定審査票を用いて行う。

（審査方法）

第5条 審査方法は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 委託上限金額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

(2) 審査は2次選考で1度行う。

(3) 1次選考については、応募者から提出された参加表明書に基づき、「鳴尾浜臨海公園（南地区）植栽管理業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」。）」の庶務を行う公園緑地課において、参加資格の有無について審査する。

(4) 2次選考については、応募者から提出された管理提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

(5) 2次選考の評価結果に基づき最高得点を獲得した応募者を受託候補者として選定する。但し、最高得点応募者が複数あった場合は委員会の議決により選定する。また、最高得点を獲得した応募者と契約を締結できない事由が生じた場合は、これに次ぐ得点を獲得した応募者を受託候補者として選定する。

付則

この基準は、令和6年10月9日より実施する。